

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年3月25日

横手市長 高橋 大



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集29	横手市増田町狙半内 字下爺山92	23-110	山林	(0.19) 0.19	15年	
集30	横手市増田町狙半内 字下爺山117	23-108	山林	(0.43) 0.43	15年	
集31	横手市増田町狙半内 字下爺山73	23-99	原野	(0.16) 0.16	15年	
	横手市増田町狙半内 字下爺山76	23-99-2	原野	(0.03) 0.03		
	横手市増田町狙半内 字下爺山77	23-43	原野	(0.03) 0.03		
	横手市増田町狙半内 字下爺山78	23-43-1	山林	(0.03) 0.03		
	横手市増田町狙半内 字下爺山79	23-43-2	畑	(0.34) 0.34		
	横手市増田町狙半内 字下爺山98	23-41	原野	(0.20) 0.20		
集32	横手市増田町狙半内 字下爺山72-2	23-99-3	原野	(0.03) 0.03	15年	

※表中面積欄：上段（ ）は実測面積、下段は林地台帳面積

2 縦覧場所

横手市農林部農林整備課、横手市のホームページ

(<https://www.city.yokote.lg.jp>)

3 本公告により、横手市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上